

指名停止措置の運用について

「亀岡市指名競争入札等における業者の指名停止措置要綱」別表第 2 第 4 項 (5) 及び「亀岡市物品等供給契約に係る指名停止等措置要綱」別表第 2 第 4 項 (5) の運用について、次のとおり定めます。

「亀岡市指名競争入札等における業者の指名停止措置要綱」(抜粋)

別表第 2 不正行為等に基づく措置基準

第 4 項 不正又は不誠実な行為

- (5) 本市が発注する工事等の入札に係る資格確認通知又は入札通知を受けた場合において、正当な理由なく入札に参加しなかったとき。

「亀岡市物品等供給契約に係る指名停止等措置要綱」(抜粋)

別表第 2 不正行為等に基づく措置基準

第 4 項 不正又は不誠実な行為

- (5) 本市が発注する物品等供給契約の入札に係る資格確認通知又は入札通知を受けた場合において、正当な理由なく入札に参加しなかったとき。

1 運用基準

入札に係る資格確認通知又は入札通知を受けた者が入札開始日時までに入札辞退届を提出することなく入札に参加しなかったとき。

(1) 紙入札の場合

- (ア) 該当者は入札失格として取扱われ、入札終了後に事情聴取及び口頭注意を行います。
- (イ) 口頭注意 2 回目までは指名停止の対象とはなりません。
- (ウ) 口頭注意を同一年度内に 3 回受けた者は、要綱に基づき指名停止措置の対象となります。
- (エ) 口頭注意の累積数は同一年度を原則とし、翌年度に持ち越しません。

(2) 電子入札の場合

- (ア) 該当者は失格同様の扱いとしますが、指名停止の対象にはしません。入札結果は、入札書不着として公表します。

2 運用開始日

平成 27 年 4 月 1 日以降に入札(電子入札にあっては開札)を行う案件に適用します。

3 その他

辞退方法に関する問い合わせや不明な点があれば発注課へ問い合わせてください。